

規 則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十五年埼玉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）、様式第一号（二）、様式第三号、様式第四号及び様式第八号

中「の場合は、名称及び代表者の氏名」を「にあっては、名称及び代表者の氏名（田舎又は記名押印）」に改め、「田」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。